

## 【質疑回答書】

申請のあった質疑に係る回答について、以下のとおりとします。

案件名：石津水再生センターで使用する電気

種 別 (仕様書、その他)	質疑の内容	回 答
入札説明書 2-(5) 12-(3)エ	<p>平成31年10月に消費税が改正されるものとして算定すると記載されております。消費税増税時の対応については、現在弊社内で検討を進めているところではございますが、監督官庁への届出等の都合上、増税時の電気料金単価の決定については増税月の直前となる予定です。</p> <p>つきましては、今回の入札で使用する平成31年10月以降の単価は、あくまで入札にあたっての仮の単価での提出となりますが、ご容赦いただけますでしょうか。</p> <p>また、消費税率が増税された場合はその率に応じた料金単価に変更となり、変更後の単価で積算して電気料金をご請求させていただきますが宜しいでしょうか。</p>	<p>契約単価については、入札説明書「2 競争入札に付する事項(5) 契約単価」に記載のとおりです。落札後に提出していただく積算内訳書に基づき税抜単価を算出し、平成31年9月30日までの検針分については、消費税及び地方消費税相当額として当該金額の8%を加算した金額を税込の契約単価とし、平成31年10月1日以降の検針分については、消費税及び地方消費税相当額として当該金額に10%を加算した金額を税込の契約単価(税込)とします。そのため、契約後に契約単価を変更することはできません。なお、契約書の料金単価表には税区分に応じてそれぞれの単価を明記します。</p>